

2022年4月1日 日本基督教団

教団機構改定に関する検討資料Ⅱ

内容

■「教団機構改定に関する検討資料Ⅱ」送付にあたって 議長 石橋秀雄	3
■教規変更案（教団機構改定関連規定）	4
■教団機構改定検討に関する主な論点	12
■教団機構改定案に関する意見	13

「教団機構改定に関する検討資料Ⅱ」送付にあたって

2022年4月1日

日本基督教団総会議長 石橋 秀雄

主イエス・キリストのお導きのもとに伝道のわざにお励みのことと思います

第40総会期から始まった教団伝道推進・機構改定の検討については、常議員会をはじめとする多くの機会に議論を重ねてまいりました。

この間、コロナ禍にみまわれて大きな影響を受けましたが、教団の伝道の推進のために「教団伝道推進基本方針」を策定し、「日本伝道の推進を祈る日」（毎月第3主日）を定め、「1. 祈祷運動－共に祈ろう－ 2. 信徒運動－共に伝えよう－ 3. 献金運動－共に献げよう」の実施を呼びかけました。これらについては多くの祈りと支援が寄せられ、現在も続けられていることを感謝いたします。

そして、教団機構改定の検討については、多くの協議の機会をもち、検討を重ね、いよいよ今年9月に予定している第42回教団総会に議案として提出することにしております。そのために、41総会期第18回常議員会（2022年2月7～8日開催）では、同議案の中心部分である「教規変更案（教団機構改定関連規定）」に、これまでに協議会等で寄せられた主な意見の記録を付して各教区に送付し、各教区総会をはじめ、地区（分区）・支区および教会・伝道所において、教団機構改定に関する協議をしていただくことにしました。

コロナ禍がなお続く中で、対面での総会等の開催が困難な教区もあることと思いますが、ぜひ協議していただき、意見等を教団事務局総務部宛てに送ってくださるようお願いいたします。なお、寄せられた意見等も含めて、今年7月に開催予定の常議員会において審議し、第42回教団総会提出議案として整えることにいたします。

教団の伝道のさらなる前進のために共に祈りつつ、ぜひ協議してくださるようお願いいたします。

以下に、「教規変更案（教団機構改定関連規定）」（以下、教規変更案とする）の要点を記します。

(1) 教団総会議員数等の削減

- ・現在、400名である教団総会議員数を216名（各教区選出教師100名、同信徒100名、推薦議員16名）に、常議員27名（教師14名、信徒13名。三役を除く）を12名（教師6名、信徒6名。三役を除く）にする。

*総会開催のための経費の削減を目指すと共に、教会で教団総会を開催できる規模とし、より教会会議としてふさわしい教団総会のもち方を整える。

- ・各教区選出教団総会議員配分における基礎議員数である「教師・信徒各3名」を「教師・信徒各2名」とする。

*小規模教区に配慮する。

(2) 事務局および委員会の改編

- ・教団事務局と各委員会を改編し、「伝道局」と「教務局」を設置する。

*伝道局に伝道局委員会をおき、「伝道局」については「伝道局規定」を、「教務局」については「教務局規程」を別に定める。なお、信仰職制委員会と教師検定委員会は、伝道局・教務局のいずれにも属さない審査機関とする。

教規変更案（教団機構改定関連規定）

現 行 教 規	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 教団総会及び常議員会</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 教団総会</p> <p>(議員および准議員)</p> <p>第 1 条 教団総会は、次に掲げる議員をもって組織する。</p> <p>(1) 各教区総会においてその教区総会議員である教師の内から選挙された者総数 <u>185</u> 名</p> <p>(2) 各教区総会においてその教区総会議員である信徒の内から選挙された者総数 <u>185</u> 名</p> <p>(3) 教師または信徒で、常議員会の議決を経て教団総会議長が推薦した者 <u>30</u> 名</p> <p>第 2 条 各教区において選出すべき前条第 1 号および第 2 号の議員数は、各教区に教師、信徒各 <u>3</u> 名をとり、残数を教会数、教師数および信徒数それぞれの百分比の和を 3 分した数を基準として定める。</p> <p>(以下第 23 条まで変更はないため略)</p> <p>(特別委員および常任委員)</p> <p>第 24 条① 教団総会は、開会中、次の特別委員を置く。</p> <p>(1) 報告審査委員 15 名</p> <p>(2) 建議請願審査委員 <u>5</u> 名</p> <p>(3) 議事運営委員 5 名</p> <p>(4) 教区記録審査委員 17 名</p> <p>② 教団総会は、必要のあるとき前項各号の員数を変更し、また前項以外の特別委員若干名を置くことができる。</p> <p>(以下第 29 条まで変更はないため略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 常議員会</p> <p>第 30 条① 本教団に常議員会を置く。</p> <p>② 常議員会は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1) 教団総会議長、副議長および書記</p> <p>(2) 教団総会の互選による者 <u>27</u> 名。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 教団総会及び常議員会</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 教団総会</p> <p>(議員および准議員)</p> <p>第 1 条 教団総会は、次に掲げる議員をもって組織する。</p> <p>(1) 各教区総会においてその教区総会議員である教師の内から選挙された者総数 <u>100</u> 名</p> <p>(2) 各教区総会においてその教区総会議員である信徒の内から選挙された者総数 <u>100</u> 名</p> <p>(3) 教師または信徒で、常議員会の議決を経て教団総会議長が推薦した者。<u>ただし、その数は 16 名を超えないものとする。</u></p> <p>第 2 条 各教区において選出すべき前条第 1 号および第 2 号の議員数は、各教区に教師、信徒各 <u>2</u> 名をとり、残数を教会数、教師数および信徒数それぞれの百分比の和を 3 分した数を基準として定める。</p> <p>(以下第 23 条まで変更はないため略)</p> <p>(特別委員および常任委員)</p> <p>第 24 条① 教団総会は、開会中、次の特別委員を置く。</p> <p>(1) 報告審査委員 15 名</p> <p>(2) 建議請願審査委員 <u>3</u> 名</p> <p>(3) 議事運営委員 5 名</p> <p>(4) 教区記録審査委員 17 名</p> <p>② 教団総会は、必要のあるとき前項各号の員数を変更し、また前項以外の特別委員若干名を置くことができる。</p> <p>(以下第 29 条まで変更はないため略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 常議員会</p> <p>第 30 条① 本教団に常議員会を置く。</p> <p>② 常議員会は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1) 教団総会議長、副議長および書記</p> <p>(2) 教団総会の互選による者 <u>12</u> 名。</p>

③ 前項第2号の常議員は、教師 14 名信徒 13 名とする。ただし、総会の議決によって変更することを妨げない。

第31条 教団総会議員が前条第2項第2号の互選を行うときは、教師 7 名信徒 7 名の補充員を選び、あらかじめその順位を定めなければならない。
(以下第36条まで変更はないため略)

第37条① 教団総会議長、副議長、書記および常議員の互選による者 7 名をもって常任常議員会を組織する。
(以下第38条の2まで変更がないため略)

第2章 教務機関

(教団総会議長の総括行為)

第39条 教団総会議長は、おおむね次の方法によって、本教団の教会的機能および教務を総括するものとする。

- (1) 常設委員会その他教務機関に、報告を求め、また発議し、必要あるときは、各種委員会の委員長を招集し、協議すること
- (2) 教区に報告を求め、必要あるときは、教区総会議長を招集し、協議すること
- (3) 総幹事に報告を求め、その執行状況を検討・評価し、必要あるときは、これに指示を与えること
- (4) 諸機関の連携調整をはかり、またそのために緊急の取り計らいをすること
- (5) 常議員会に諮問し、また発議すること

(常設委員会および特設委員会)

第40条① 本教団に次の常設委員会を置く。(→整理して第41条、第44条、第46条へ)

- (1) 宣教委員会
- (2) 教師委員会
- (3) 信仰職制委員会
- (4) 教師検定委員会
- (5) 予算決算委員会
- (6) 世界宣教委員会

② 常設委員会は、次条以下に掲げる事項について

③ 前項第2号の常議員は、教師 6 名信徒 6 名とする。ただし、総会の議決によって変更することを妨げない。

第31条 教団総会議員が前条第2項第2号の互選を行うときは、教師 3 名信徒 3 名の補充員を選び、あらかじめその順位を定めなければならない。
(以下第36条まで変更はないため略)

第37条① 教団総会議長、副議長、書記および常議員の互選による者 2 名をもって常任常議員会を組織する。
(以下第38条の2まで変更がないため略)

第2章 教務機関

(教団総会議長の総括行為)

第39条 教団総会議長は、おおむね次の方法によって、本教団の教会的機能および教務を総括するものとする。

- (1) 常設委員会その他教務機関に、報告を求め、また発議し、必要あるときは、各種委員会の委員長を招集し、協議すること
- (2) 教区に報告を求め、必要あるときは、教区総会議長を招集し、協議すること
- (3) 総幹事に報告を求め、その執行状況を検討・評価し、必要あるときは、これに指示を与えること
- (4) 諸機関の連携調整をはかり、またそのために緊急の取り計らいをすること
- (5) 常議員会に諮問し、また発議すること

(執行・審査機関)

第40条 本教団に、教団伝道局を置き、教団総会議長が総括する。

審査・議決にあたり、その執行状況を監理する。

第41条① 宣教委員会は、次の事項をつかさどる。

- (1) 宣教の基本方策に関する事項
 - (2) 宣教の総合活動に関する事項
 - (3) 教区の宣教関係委員会との協力および連絡
 - (4) その他宣教に関する重要な事項
- ② 前項第1号および第3号の事項の処理のため宣教方策会議を開催する。
- ③ 宣教方策会議は宣教委員、教区の宣教関係代表者その他宣教委員会において必要と認められた者をもって構成する。
- ④ 委員会活動を側面から助けるために、自主活動団体を組織することができる。

第42条① 宣教委員会に、次の常設専門委員会を置く。(→削除)

- (1) 伝道委員会
 - (2) 教育委員会
 - (3) 社会委員会
- ② 伝道委員会は、次の事項をつかさどる。
- (1) 農村・都市・産業伝道および開拓伝道など伝道の調査・企画
 - (2) 前号の伝道の進展に必要な会堂・附属建物の建築・土地購入に関する援助および指導
 - (3) 関係委員の推薦
 - (4) その他伝道の進展に必要な事項
- ③ 教育委員会は、次の事項をつかさどる。
- (1) 教会および幼稚園におけるキリスト教教育の調査・企画
 - (2) キリスト教教育主事の育成・指導に必要な事項
 - (3) 青年の指導に関する事項
 - (4) 学校との協力および連絡
 - (5) 関係委員の推薦

第41条① 教団伝道局に、常設委員会として伝道局委員会を置く。

② 伝道局委員会は、次項に掲げる事項について、幹事との協力のもと、事業計画案および予算案を作成し、その執行にあたる。

③ 伝道局委員会は、次の事項をつかさどる。

- (1) 宣教の基本方策に関する事項
 - (2) 宣教の総合活動に関する事項
 - (3) 教区の宣教関係委員会との協力および連絡
 - (4) その他宣教に関する重要な事項
- ④ 前項第1号および第3号の事項の処理のため宣教方策会議を開催する。
- ⑤ 宣教方策会議は伝道局委員、教区の宣教関係代表者その他伝道局委員会において必要と認められた者をもって構成する。
- ⑥ 委員会活動を側面から助けるために、自主活動団体を組織することができる。

第42条 教団伝道局の取扱事項および運営に関する規定は、別に定める。

(6) その他キリスト教教育の発達に必要な事項

④ 社会委員会は、次の事項をつかさどる。

- (1) 社会活動に関する調査・企画
- (2) 社会福祉団体との協力および連絡
- (3) その他社会問題に関する事項

第43条 教師委員会は、次の事項をつかさどる。(→
第44条⑤へ)

- (1) 教師養成機関に関する事項
- (2) 教師の育成、研修および留学などに関する事項
- (3) 教師の人事交流に関する事項
- (4) 教師の戒規に関する事項

第44条 信仰職制委員会は、次の事項をつかさどる。(→第47条へ)

- (1) 本教団の信仰告白に関する事項
- (2) 教憲および教規の解釈に関する事項
- (3) 礼拝、礼典および諸儀式に関する事項
- (4) 信仰および職制ならびに教會的機能に関する事項

第43条 本教団に、教団教務局を置き、総幹事が
総括する。

第44条① 教団教務局に、以下の常設委員会を置
く。

- (1) 財務委員会
- (2) 世界宣教委員会
- (3) 教師委員会

② 上記常設委員会は、次号以下に掲げる事項につ
いて、幹事との協力のもと、事業計画案およ
び予算案を作成し、その執行にあたる。

③ 財務委員会は、次の事項をつかさどる。

- (1) 歳入歳出予算およびその執行状況に関する事項
- (2) 歳入歳出決算およびその検討・評価に関する事項
- (3) 財政に関する事項
- (4) その他財務に関する重要な事項

④ 世界宣教委員会は次の事項をつかさどる。

- (1) 宣教協力のために派遣されている在外教師・
信徒および諸教会から受け入れている宣教師に
関する事項
- (2) 協力関係にある教会との宣教協力
- (3) 世界宣教協力に関する調査、企画

⑤ 教師委員会は、次の事項をつかさどる。

- (1) 教師養成機関に関する事項
- (2) 教師の育成、研修および留学などに関する事項
- (3) 教師の人事交流に関する事項
- (4) 教師の戒規に関する事項

<p>第 45 条① 教師検定委員会は、教師の検定に関する事項をつかさどる。</p> <p>② 教師検定の規則は別に定める。(→第 48 条へ)</p> <p>第 46 条 予算決算委員会は、次の事項をつかさどる。(→第 44 条③へ)</p> <p>(1) 歳入歳出予算およびその執行状況に関する事項</p> <p>(2) 歳入歳出決算およびその検討・評価に関する事項</p> <p>(3) 財政に関する事項</p> <p>(4) その他財務に関する重要な事項</p> <p>第 46 条の 2 世界宣教委員会は次の事項をつかさどる。(→第 44 条④へ)</p> <p>(1) 宣教協力のために派遣されている在外教師・信徒および諸教会から受け入れている宣教師に関する事項</p> <p>(2) 協力関係にある教会との宣教協力</p> <p>(3) 世界宣教協力に関する調査、企画</p> <p>(4) 上記事項を遂行するために次の小委員会を設置する。小委員会の委員は世界宣教委員会において選任する。</p> <p>① 韓国協約委員会</p> <p>② 台湾協約委員会</p> <p>③ スイス協約委員会</p> <p>④ 国際関係委員会</p> <p>⑤ 宣教師人事委員会</p> <p>⑥ 宣教師支援委員会</p> <p>第 47 条① 常設委員会の委員および常設専門委員会の委員は、教団総会において選任する。</p> <p>② 委員の定数は、別に定める。</p> <p>③ 委員長は、委員の互選によって定め、委員会を代表する。</p> <p>④ 委員の任期は、2 年とする。ただし、重任を妨げない。</p> <p>⑤ 委員に欠員を生じた場合には、常議員会において選任する。</p> <p>⑥ 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>第 45 条 教団教務局の取扱事項および運営に関する規定は、別に定める。</p> <p>第 46 条① 本教団は、教団総会のもとに審査機関として、以下の常設委員会を置く。</p> <p>(1) 信仰職制委員会</p> <p>(2) 教師検定委員会</p> <p>② <u>上記常設委員会は、次条以下に掲げる事項について、審査にあたる。</u></p> <p>第 47 条 信仰職制委員会は、次の事項をつかさどる。</p> <p>(1) 本教団の信仰告白に関する事項</p> <p>(2) 教憲および教規の解釈に関する事項</p> <p>(3) 礼拝、礼典および諸儀式に関する事項</p> <p>(4) 信仰および職制ならびに教会的機能に関する事項</p>
--	--

第48条① 教団総会または常議員会は、必要あるとき、特設委員会を設けることができる。

② 前条第3項、第5項および第6項の規定は、特設委員会について準用する。

第49条 常設委員会および常設専門委員会がそのもとに委員会を設置する必要がある場合は、その目的、設置期間、活動計画、予算その他必要事項について常議員会の承認を受けなければならない。ただし、総会期をこえる時は、教団総会の承認を受けるものとする。

(総幹事) (→総幹事に関する規定第56条へ)

第50条① 本教団に総幹事を置く。

② 総幹事は、教団総会議長のもとに、教団総会および常議員会の決議の執行にあたるほか、教団総会および常議員会の審議に必要な調査を行ない、予算案の編成ならびに資料および議案の整備などにあたる。

③ 総幹事は、教団事務局・宣教研究所を管理し、出版局・年金局および部落解放センターをその所轄のもとに置き、教団の教務の円滑な遂行をはかる。

④ 総幹事は、海外のキリスト教諸教会ならびに諸団体との協力にあたる。

⑤ 総幹事は、教団総会において選任する。その任期は、4年とする。ただし、重任を妨げない。

⑥ 総幹事が死亡その他の事由で欠けたときは、常議員会において選び、次期教団総会においてその承認を求めるものとする。

⑦ 補欠による総幹事の任期は、前任者の残任期間とする。

⑧ 総幹事は、教団総会、常議員会および常任常議員会に職責上出席する。また、必要あるときは、各種委員会に出席することができる。

第48条① 教師検定委員会は、教師の検定に関する事項をつかさどる。

② 教師検定の規則は別に定める。

第49条① 常設委員会の委員は、教団総会において選任する。

② 委員の定数は、別に定める。

③ 委員長は、委員の互選によって定め、委員会を代表する。

④ 委員の任期は、2年とする。ただし、重任を妨げない。

⑤ 委員に欠員を生じた場合には、常議員会において選任する。

⑥ 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第50条① 教団総会または常議員会は、必要あるとき、特設委員会を設けることができる。

② 前条第3項、第5項および第6項の規定は、特設委員会について準用する。

- ⑨ 総幹事は、教務執行のため、定期および臨時の幹事会を招集する。

(執行・研究・業務機関)

第51条① 本教団に、教団事務局を置く。(→第43条、第45条へ)

- ② 教団事務局の取扱事項および運営に関する規定は、別に定める。

第52条① 本教団は、宣教の研究のために、宣教研究所を置く。

- ② 宣教研究所に関する規定は、別に定める。

第53条① 教団事務局および宣教研究所に幹事を置く。

- ② 幹事は、総幹事の推薦に基づき常議員会の議を経て、教団総会議長が任用する。
③ 幹事の任期は、4年とする。ただし、重任を妨げない。

第54条① 幹事は、総幹事を助けて、教務の執行にあたる。

- ② 幹事は、その担当部門に関し、事業計画案および予算案を関係委員会に提出し、当該委員会の議決の執行にあたるほか、関係機関の必要とする調査、資料の整備などにあたる。
③ 幹事は、教団総会、常議員会および関係委員会に、職責上出席する。

第55条① 本教団に、部落解放センターを置く。(→第53条へ)

- ② 部落解放センターに関する規定は、別に定める。

第56条① 本教団に、出版業務を行なうために出版局を置く。

- ② 出版局に関する規定は、別に定める。(→第54条へ)

第51条 常設委員会がそのもとに委員会を設置する必要がある場合は、その目的、設置期間、活動計画、予算その他必要事項について常議員会の承認を受けなければならない。ただし、総会期をこえる時は、教団総会の承認を受けるものとする。

(研究・業務機関)

第52条① 本教団は、宣教の研究のために、宣教研究所を置く。

- ② 宣教研究所に関する規定は、別に定める。

第53条① 本教団に、部落解放センターを置く。

- ② 部落解放センターに関する規定は、別に定める。

第54条① 本教団に、出版業務を行なうために出版局を置く。

- ② 出版局に関する規定は、別に定める。

第55条① 本教団に、年金業務を行なうために年金局を置く。

- ② 年金局に関する規定は、別に定める。

(総幹事・幹事)

第56条① 本教団に総幹事を置く。

- ② 総幹事は、教団総会議長のもとに、教団総会および常議員会の決議の執行にあたるほか、教団総会および常議員会の審議に必要な調査

を行ない、予算案の編成ならびに資料および議案の整備などにあたる。

- ③ 総幹事は、教団教務局を総括し、教団伝道局および宣教研究所を管理し、出版局・年金局および部落解放センターをその所轄のもとに置き、教団の教務の円滑な遂行をはかる。
- ④ 総幹事は、海外のキリスト教諸教会ならびに諸団体との協力にあたる。
- ⑤ 総幹事は、教団総会において選任する。その任期は、4年とする。ただし、重任を妨げない。
- ⑥ 総幹事が死亡その他の事由で欠けたときは、常議員会において選び、次期教団総会においてその承認を求めるものとする。
- ⑦ 補欠による総幹事の任期は、前任者の残任期間とする。
- ⑧ 総幹事は、教団総会、常議員会および常任常議員会に職責上出席する。また、必要あるときは、各種委員会に出席することができる。
- ⑨ 総幹事は、教務執行のため、定期および臨時の幹事会を招集する。

第 57 条① 本教団に、年金業務を行なうために年金局を置く。

- ② 年金局に関する規定は、別に定める。(→第 55 条へ)

第 58 条 欠番

第 57 条① 教団伝道局、教団教務局および宣教研究所に幹事を置く。

- ② 幹事は、総幹事の推薦に基づき常議員会の議を経て、教団総会議長が任用する。
- ③ 幹事の任期は、4年とする。ただし、重任を妨げない。

第 58 条① 幹事は、総幹事を助けて、教務の執行にあたる。

- ② 幹事は、その担当部門に関し、関係委員会との協力の下、事業計画案および予算案を作成し、執行にあたるほか、関係機関の必要とする調査、資料の整備などにあたる。
- ③ 幹事は、教団総会、常議員会および関係委員会に、職責上出席する。

■教団機構改定検討に関する主な論点

〔教団機構改定の検討について〕

- ・教団の教勢低下と財政危機の状況からして、速やかに機構改定を行う必要がある。
- ・教団機構改定については第40回教団総会(2016年)から検討している案件であるので、早急に教団総会で決議すべきである。
- ・教団が将来的にどのような教会を目指すのかということを確認した上で、機構改定の議論をすべきである。
- ・教団の将来像を見定めることは大切だと思うが、現状では諸教会の疲弊がさらに進んでしまうのではないか。
- ・コロナ禍で集まることができないため、教区および教会・伝道所における理解が進んでおらず、十分な協議もなされていないので、慎重に検討を進めるべきである。
- ・コロナ禍で状況が変わっているので、もう一度「教団機構改定案 骨子」(2018年4月)にさかのぼって検討すべきではないか。
- ・沖縄教区が加わっていない中で議論を進め、教団総会で決議をすることには反対である。
- ・教団職員・幹事の人件費の問題など、まだ検討すべき課題がある。

〔教規変更案について〕

- ・現在の教団の規模や財政状況に見合った教団総会議員数に削減することに賛成である。
- ・教団総会議員を削減することで、教団総会が教会会議として機能するのではないか。
- ・教団総会議員削減に賛成だが、半減するのではなく、300名とすべきである。
- ・教団総会議員削減に賛成だが、教区の規模によって格差が生じるようであってはならない。
- ・少数意見が届かなくなる懸念があるので、教団総会議員削減には反対である。
- ・常議員数の削減については、選挙方法、構成員、陪席者とのバランスといったことも考慮して検討する必要がある。
- ・「伝道局」と「教務局」の内容が不明確なので、検討すべきである。
- ・教団総会議長は「伝道局」と「教務局」の全体を総括すべきではないか(教憲第5条より)。
- ・委員会における幹事の役割についてさらに検討する必要がある(教規変更案第41条②と第58条②に関して)。
- ・教区との関わりのことや、教区への影響について議論がされていない。

〔教団機構改定議案の取り扱いについて〕

- ・教団機構改定議案の中で、総会議員削減のみを審議することには反対である。教団機構改定案全体を提案し、審議してほしい。
- ・教団機構の改定をした上で、教団総会議員削減のことを検討すべきではないか。
- ・まず教団総会議員数を削減し、それから教団の機構改定のことを検討すべきではないか。

■教団機構改定案に関する意見

2019 年度教団宣教方策会議（2020 年 2 月 24 ～ 25 日）

〈教団機構改定に関する議論について〉

- ・日本基督教団はどのような教会をこれから目指していくのかということを確認し、共通理解をもつことが、機構改定に先立って重要ではないか。
- ・これからどのような教団を目指すのかといった、教団のビジョンを示さなければならない。
- ・沖縄教区が教団総会に復帰することが難しい状況の中で、教団としては沖縄教区に最大限配慮すべきであると思う。
- ・沖縄教区との関係改善をする必要がある。
- ・伝道資金制度も改定してほしい。
- ・教団において全国的に形成されている豊かな伝道のネットワークを生かしてほしい。
- ・機構改定については慎重に進めた方がよいのではないか。
- ・幹事、職員、出版局の人件費に切りこまないと有効な経費削減にはならない。
- ・地方教区の負担を軽減して、教会を支える教区の働きを強化できる組織であってほしい。
- ・多様な意見が具体的に反映されている組織であってほしい。
- ・信徒説教者とか信徒伝道者を育成することも課題である。
- ・教団総会議員・常議員削減の議論と、教団機構改定の議論とを分けて検討すべきではないか。

〈教規変更案について〉

- ・改定案では、教団総会議長は伝道局を総括し、教務局については総幹事が総括するとあり、また、審査委員会（信仰職制委員会、教師検定委員会）については何もふれていないが、教団総会議長は全体を総括すべきではないか。
- ・教規変更案において、第 41 条②と第 58 条②では、幹事の役割が違っているのではないか。

〈教団総会議員・常議員減員について〉

- ・教団総会議員減員には賛成だが、削減によってどれくらい経費を削減できるかを示してほしい。
- ・教団総会については、開催場所と会場を見直してはどうか。
- ・常議員数減員については賛成だが、これまでのような全数連記での選挙方法には反対である。
- ・教区総会議長全員または何人かを常議員にしてほしい。

〈教務局・伝道局について〉

- ・伝道局規定および教務局規程の案を示してほしい。
- ・「伝道局」においては、「宣教」という言葉が持っている広がりといったことも位置付けてほしい。
- ・キリスト教主義学校との協力関係づくりが必要である。
- ・伝道局の中に、機動性のある災害救援対応窓口を常設できないか。
- ・事務局だけではなく、出版局・事務局についても機構改定の議論をすべきである。

〈委員会組織について〉

- ・現在の委員会で担っている業務内容を整理しなければならない。
- ・在日韓国朝鮮人連帯特設委員会など、現在置かれている委員会が、機構改定によってどこに置かれることになるのかを示してほしい。
- ・教師委員会の中の戒規の部分も審査委員会として独立させた方がいいのではないか。

〈教区との関わりについて〉

- ・機構改定によって教区に担ってほしい業務について明確にしてほしい。

教団機構改定に関する協議会（2022年1月26日）

* 常議員、教区総会議長、関係委員会委員長等による協議。

〈教団機構改定に関する議論について〉

- ・機構改定については、スケジュールを決め、目標を定めて検討する必要がある。今年、機構改定の全部を決めるのは無理ではないか。非常に分かりにくいし、議論しにくい。
- ・2020年4月10日に原案を出した。それ以来、協議を進めて来た。その前に、かなり具体的な骨子案を出している。もう議論している段階ではないと思う。沖縄教区が加わっていないから議論できないということではない。沖縄教区の事も含めて議論をしている。
- ・2018年に骨子が出されており、その段階で教団総会議員数を半分にすることが言われている。それは、2020年までに議案を出さなければならないということであったが、コロナで教会の状況も財政の状況も変わってしまった。すでに2020年のタイムリミットを過ぎてしまっている。
- ・たしかにコロナ禍で、集まって会議が出来なくなり、經常会計に大きな影響を及ぼすことになった。しかし、予算決算委員会からの見通しによると、幹事・職員の人件費比率が増えている。時間的な余裕ができたのではなくて、手を付けるべき時が来ているということであると思う。
- ・人件費抑制がこれからの課題であり、そのための機構改定であると思う。この機構改定によって、人件費をどれくらい抑制できるのかということが出されるべきである。
- ・伝道局構想について宣教委員会で協議をしたが、総論的なことよりも各論的な意見が出された。例えば、「障がい」を考える小委員会や牧会者とその家族のための相談室委員会などはどうなるのかといった不安が出た。個人的には伝道局よりも宣教局の方がよいと思う。名称をどうするかということはもう少し慎重にしてはどうか。
- ・世界宣教委員会では「対外委員会」との名称には反対である。また、教務局の中に世界宣教が入るのはどうかと思う。
- ・教規変更案第58条②に「幹事は、その担当部門に関し、関係委員会との協力の下、事業計画案および予算案を作成し、執行にあたるほか…」とあるが、これは「幹事は、その担当部門に関し、関係委員会との協力の下、事業計画案および予算案の作成に協力し、執行にあたるほか…」とすべきではないか(教規変更案第41条②との関係において)。同様に、伝道局規定第14条(同

第5条との関係において)と、事務局規程第5条①を変更すべきではないか。

〈教団総会議員・常議員減員について〉

- ・教団総会議員の減員に賛成である。
- ・少数意見が届かなくなる懸念があるため、議員定数削減に反対である。また、教団総会議員数減員のみを切り離して議案化することにも反対である。
- ・教団総会議員定数の削減に限って提案されることが、会議制による教団運営の本質を揺るがすことになりかねないことを懸念している。
- ・沖縄教区が議論に加わっていない中で審議することに反対である。
- ・削減に反対はしないが、都市部と地方との格差が出てはならないと思っている。
- ・教団総会議員数削減に賛成であるが、教区選出教団総会議員総数300名を提案する。
- ・議員数削減が切り離されて議論されているが、機構改定をした上で、議員数を削減するということなのではないか。
- ・教団は何をするのか、何が使命で、何が築かれて行くのかということが大事なことであり、その議論がなされた上での機構改定や教団総会議員数の削減といったことがなされるべきである。
- ・現状の教団総会議員数400名の規模では会議として成り立っていないと思う。教会会議として成り立たせるためには現状の400名では無理である。
- ・教団のこれからの姿を定めることはその通りだと思うが、今のままだと諸教会の疲弊が進むのではないか。いたずらに時間を長く使ってはならないと思う。
- ・機構改定はじっくり考えなければならないことではあるが、緊急に手をつけなければならないことでもあると思う。まず議員数に手をつける必要がある。その上で全体の機構改定について考えるというように、2段階で考えるということである。
- ・常議員数の削減について半数にするとあるが、それでは陪席している教区議長の方が多くなる。常議員よりも陪席者の方が多いのはバランスが悪い。教師9人、信徒8人、それに三役で20人としてはどうか。

〈教団機構改定議案の扱い方について〉

- ・2022年度の教団総会に向けて教団総会議員の削減の議案を用意してほしい。
- ・この議案で、はたして教団総会で3分の2以上の賛成を得られるのだろうかと思う。機構改定議案を出すことに反対との意見があり、沖縄教区が不在の中で議案を出すことには反対との意見もある。コロナ禍で時間の余裕ができたということであれば、もっと話し合っていかなければ、教団総会で3分の2以上の賛成を得ることは難しいと思う。
- ・たしかに2022年度の教団総会に提出される議案であるが、各教区および各教会での議論は進んでいない。早くしなければならぬとも思うが、十分な議論はまだほとんどできていないと思う。
- ・機構改定案を議論することはできていないと思う。けれども、このままであれば、2年ごとに400人規模の総会を開かなければならないことになる。まず教団総会議員数を減らすというこ

とから手を付けるということが現実的であると思う。

- ・教団総会議員数の削減だけを切り離して提案することには反対である。教団全体において、現住陪餐会員数は減っているが、教会数はそれほど減っていない。そのようなことも考える必要がある。教団総会議員数の削減だけを先に扱うことは、教団の将来に向けてよいことにはならないと思う。
- ・議案が出されて議論されることが大事なことであると思うので、ぜひ今度の教団総会に議案を出すことにしてほしい。
- ・議員数削減だけを提案することには反対である。教区では議論されていない。まず教区の議論から始めてほしい。
- ・常議員会の中で意見がまとまっていない中で、教団総会に議案を出すということはどうかと思う。少なくとも、常議員会において、常議員の3分の2以上の賛成が得られれば、教団総会に議案として提出するというにしてほしい。

教団機構改定に対する各教区からの意見（2022年1月26日集約）

〈教団機構改定に関する議論について〉

- ・財政支出削減を第一の課題として取り組むことを求める。具体的な支出削減効果が不明瞭なままで、従来安定的に機能してきた組織を大規模に改編することに大きな危惧を覚える。その後、適切な時を見て明確な教団のビジョンの下で機構改定に取り組んで行く。
- ・教団総会を4年に一度の開催とすることを提案する。これにあわせて、教団常議員、常設委員などの任期も4年とする。
- ・教団は、教団としてなすべきことを行うこととし、各個教会・伝道所や教区が行うことができることについては、それらに機能と財政を移行する。その方針の下に、今ある組織を活性化させつつ、再構築をしていく機構改定を目指す。
- ・教団機構改定案実現を積極的に推進するよう要望する。
- ・財政縮小に対応する教団組織のスリム化一本に目的を絞って改定を行うべき。現行の教規のまま、削れるところを削って組織をスリム化すべき。
- ・教団財政のスリム化には人件費削減が重要である。事務局、出版局の人件費抑制を機構改定案とともに考えるべき。
- ・経費削減のために、総会議員数を削減、常議員数を削減ということではなく、白紙に戻して再考することを求める。
- ・コロナ禍で十分な協議ができなかったのもう2年かけて協議してもよい。
- ・機構改定の必要性自体が、教会・伝道所レベルではよく理解されていない。
- ・教団の財政面について、新型コロナウイルスにより活動が制限された結果、はからずも時間的猶予が生じたと思う。
- ・「骨子」が作られた時点で、出版局の財政危機は顕在化していなかった。出版局にふれずに議論を進めることは、教団の伝道のビジョンとの関係において大きな問題がある。
- ・コロナ禍への対応ということがあって、教団機構改定に関しては、教区全体においても、また、各個教会においても協議していない。

- ・教区総会において、「沖縄教区選出議員の出席まで、教規変更を伴う教団機構改定の教団総会議決を行わない件」と「教団『教団機構改定に関する検討資料』を破棄する件」を、教団総会提出議案として可決している。
- ・教団の業務に必要な不可欠な職員の働きは守りつつ、幹事等の人数や手当の額を削減するところから始めることを提案する。
- ・この度の企てには教会にとっての隣人が全く視野に入っていないので、伝道のためではない。
- ・重要な検討課題は配分（分かち合い）である。教団の各個教会が所有している土地・建物、また、剰余金などを活用した、これまで以上の分かち合いが必要。
- ・会議体の構成員数を減ずることは、組織体の将来を作り上げない可能性がある。
- ・「宣教伝道」、「教勢財政」いずれの問題に取り組むにしても、まずなすべきことは、両者の混濁を解消し整理することである。
- ・新型コロナウイルスへの対応で、旅費等の大幅な削減がなされている現状を踏まえ、2024年に開催される教団総会での決議を目指すべきである。
- ・教団機構改定については、現在の変更案についての協議を一旦白紙に戻し、教団機構改定を進める必要があるのかどうかについて、条委員会等において十分に協議し、明確な意思決定をするようにしてほしい。
- ・教団が目指すべきあるべき姿というのがどういう姿なのか、これをまずきちんと提示する必要がある。そのうえで、現状とのギャップと課題を層別して、それが機構に関する問題なのか、体制に関わる問題なのかを整理しなければならない。
- ・機構改定は、これからの教団の在り方、これからの教団がとういう教会となっていくのかということと連動していかなければならない。
- ・教団機構改定の根本は財政のひっ迫を何とかしなければということだが、そこに伝道の推進ということを何とか絡めようとしているが、うまく絡んでいない。説明されている理念と現実とが食い違っている面がある。

〈教規変更案について〉

- ・教規変更案では、「総幹事は、教団事務局を総括し」（第56条③）とあるが、これは教団総会議長を教務の総括者とする教憲第5条と矛盾しているのではないか。
- ・教規の方も機構改定と並行して考えていかなければならない。まことの合同教会になっていくためには、その体制も作っていかなければならないと思う。

〈教団総会議員・常議員減員について〉

- ・教団総会議員数、常議員数の削減を速やかに行う。
- ・教団総会議員数の半減を財政面からのみ考えるのは本末転倒。教会会議にふさわしい教団総会をまず考えるべき。
- ・教区への配分数については、教師・信徒各2人ではなく3人を維持すべき。
- ・各教区で選出する教団総会議員数については、教師150名、信徒150名、推薦議員10名とすることを提案する。

- ・常議員数については、半減すると陪席者の人数の方が多くなるので、現状維持、あるいは、三役と教師・信徒各10人としてはどうか。
- ・教規第1条を変更することは、教団のかたちを変えてしまうという根本的な問題をはらんでいる。
- ・少数意見が届かなくなるから議員定数の削減自体に反対。
- ・教団総会の定数削減に関しては、都市部と地方のバランスや一票の格差のような問題にも配慮して進めてほしい。
- ・全数連記の方法では、少数意見はかき消されてしまう。半数連記にしてくれれば、多数派の人の意見もあるし、少数派の意見も吸い取れる。

〈教務局・伝道局について〉

- ・「伝道局」ではなく「宣教局」として、世界宣教委員会所管の事柄を含めるべき。
- ・伝道局には伝道委員長会議を入れてはどうか。
- ・それぞれの委員会が伝道局という傘下に入ることで、今まで自由な働きが出来ていた委員会が、なにがしかの制約を受けるかもしれないと懸念している。

〈委員会組織について〉

- ・現機構の諸委員会が担っている働きを、新機構においてどこが担うのか、教規上の務めや具体的な活動と照らし合わせた、もう少し細かい検討が必要と思われる。
- ・自然災害に対応する部局や窓口があるとよい。
- ・戒規執行という重要な責任を委ねられた教師委員会は、独立した位置づけに置かれるべきである。
- ・臨機応変に対応できるプロジェクトチームの設置などを考えてはどうか。
- ・現在の教団における幹事主体の委員会の進め方にも検討が必要なのではないか。

〈教団機構改定議案の扱い方について〉

- ・教団総会の規模縮小だけでも教団総会に提案できるとよい。
- ・議員定数削減だけを切り離して議案化することに反対。
- ・もっとも懸念することは、議員定数の削減に限って提案されることである。教規第1条および第2条を変更するということは、「会議制によりその政治を行う」（教憲第4条）という日本基督教団の本質を揺るがすことになりかねない。慎重に検討することを要望する。
- ・沖縄教区の意見を聞かないことや沖縄教区が参加しないところで、機構改定は進めるべきではない。

教団機構改定に対する各委員会からの意見（2022年1月26日集約）

- ・経費削減という観点からの機構改定なら、コロナ禍において、委員会費が2000万円も削減された現状があるのだから、先走りではないか。
- ・機構改定の検討はコロナ以前に着手したものであるため、コロナ禍の宣教・伝道に対応できているかどうかを考える必要があるのではないか。
- ・教団が危機的状況にある危機とは、経済的数値は一つの現れに過ぎず、それが指し示すのは伝道力の著しい低下という根源的な危機である。機構改定は、その根源的な危機に対応するためのもので、コロナ禍で委員会費が削減されたからといって、それが根本的な解決策になるわけではない。
- ・「神学と宣教」という観点からも、どのような状況にあっても「神学的メッセージ」がほしい。
- ・「伝道局」構想に反対である。教規変更案第56条③では、総幹事が伝道局を管理すると読み取ることができる。これでは1968年の機構改正で、教区分権を目指した改正に逆行し、中央集権に逆戻りである。
- ・「伝道局」が今までの活動をすべて担えるのかという根本的な疑問がある。
- ・『『障がい』を考える小委員会』はどこに位置付けられるのか（「牧会者とその家族のための相談室委員会」は教師委員会の管轄と理解している）。
- ・各委員会の活動費はほぼ横滑りと考えてよいのか。
- ・「伝道局規定案」第5条には「伝道局委員会は、以下に掲げる活動について、幹事との協力のもと事業計画および予算案を作成し、その執行にあたる」とあるが、「教規変更案」第58条②には「幹事は、その担当部門に関し、関係委員会との協力の下、事業計画および予算案を作成し、執行にあたるほか」となっている。二つの規則は矛盾しないか。「教規変更案」第58条②の方を、「幹事は…関係委員会との協力の下で作成された事業計画および予算案で執行にあたる」とすべきではないか。
- ・教務局のもとにある教師委員会に「戒規規定」の権限を付しているが、戒規は独立機関が司ることではないか。
- ・青年に関することを担当する部署はどこになるのか。できれば伝道局の中に位置づけてほしい。
- ・災害に関することの部署はどこになるのか。総幹事の下か、伝道局（従来の社会委員会）の下か。
- ・世界宣教委員会が、教務局の「対外委員会」となっているが、この名称で、世界の教会に通用するのか。
- ・礼拝も、委員会も、訪問も、情報収集も、今後はリモート（ネット）活用が必須になってくる。伝道の在り方も変化せざるを得ない。
- ・礼拝や訪問など、リモートにとって代われないこともある。この観点を失わないでほしい。
- ・機構改定案は、「伝道力の推進のために」ということであつたはずなので、「伝道力の推進」のための根本的な施策の一つとして、「教師育成（養成）」のことを反映させてほしい。
- ・「対外委員会」という表記に反対。「世界宣教委員会」という表現を残してもらいたい。理由は、「対外委員会」では何を司る部門なのか分からず、教団が何をしようとしているのかも不明であるため。また、これまで世界宣教（委員会）が担ってきた歴史やその職務内容を反映しきれないため。

教団機構改定に関する常議員会での意見

【第 41 総会期第 15 回常議員会（2021 年 10 月 25 ～ 26 日）】

協議において以下の意見等が出された後、常議員会から予算決算委員会に対して、「今後の教団財政の見通し」（2016 年 8 月 24 日。予算決算委員会作業委員会）の検証も含めて、教団財政の現状のまとめと今後の見通しについて検討してもらうことを伝えることとした。

また、常議員、教区総会議長、および、関係する委員会の委員長による、「教団機構改定に関する協議会」を開催することとした。

その上で、2022 年 2 月に開催予定の常議員会に、三役が教規変更案（原案）を出し、審議することとした。

〈主な意見等〉

- ・各教区議長に、来年度の教区総会において、教団機構改定に関して協議する時間をもつことができるのかどうかを聞きたい。
- ・教団機構改定に関して集中的に議論する場を設けてほしい。
- ・教団総会議員数を半分にするという提案は、「教団機構改定案 骨子」（2018 年 4 月）に記載されていたことで、それを受けて、教団伝道対策検討委員会の下に設置された教団機構改定検討小委員会では素案を作成したということである。
- ・教団総会議員数の削減については、もう一度「骨子」にさかのぼって見直すべきではないか。
- ・教団組織の大改定であるので、一回の総会だけではなく、二総会期、三総会期くらいかけて準備を整えたい。
- ・教団総会の開催については、もっと安く借りることができる会場を探すなどしてはどうか。
- ・教団の財政問題の一番大きいところは事務局の人件費である。事務局の財政改善あるいはスリム化に取り組むには、今後 5 年先、10 年先の見通しも含めた、事務局の改善案の作成に取り組むべきことであると思う。
- ・機構改定の検討においては、単に財政を削減するというよりも、次の時代に向けて教団を建て直して行くために必要な教規変更ということを考えるべきであると思う。

【第 41 総会期第 18 回常議員会（2022 年 2 月 7 ～ 8 日）】

協議において以下の意見等が出された後、三役において「教規変更案」の文言を一部修正し、これまで常議員会等で出された意見や要望をまとめたものを付して、各教区に配付することとした。

〈主な意見等〉

- ・教規変更案第 41 条③に「伝道局委員会は、次の事項をつかさどる。(1) 宣教の基本方策に関する事項」とあるが、伝道の内容が宣教ということなのか、その逆なのかということについても少し議論をする必要がある。
- ・「伝道局」は「宣教局」とする方がよいのではないか。
- ・1968 年の機構改定では、教区の活動と責任の強化ということが言われていると同時に、「信仰

告白による一致を保ち、教団の一体性をかたく守るよう努力する必要がある」と述べられている。この度の機構改定も、教団の一体性、信仰告白に基づく教会のあり方が教団全体にしっかり浸透して行くということを同時に考えて行かなければならないと思うので、常議員会においてもっと内容を吟味することが必要であると思う。

- ・「伝道局」と「教務局」の内容については常議員会で具体的に協議していない。
- ・この2年間で、コロナ禍で状況が変わっている。各教区総会の開催も難しいと聞いている。もう少し練り直さなければならないのではないか。
- ・この機構改定の課題そのものを2年先の総会に先送りすることは、教団の現状を考えると、かなり危機的な状況を招くのではないかと思う。それで、教団総会議員数の削減ということだけに限って議案を作成し、そこに集中して第42回教団総会で審議をすることにしてほしい。その際、教団総会議員数を半減するというはかなりハードルが高いので、400名を300名にし、そこで、教団の機構改定の内容を具体的に審議することにしてはどうか。
- ・変更案としては、教団総会議員数削減だけを提案してはどうかと思う。
- ・教団総会議員数を削減することによって個々の教会の伝道の力を支えるということになるので、そのことだけでも各教区総会で審議してもらえたらと思う。
- ・この教規変更案を各教区総会に示し、その意見を聞くということが常議員会の責任である。今回は、教団総会の議案を提案しているわけではない。教規の変更案としての全体を教区総会に示している。だから、全体像が分かる形で示す必要があるだろうと思うので、この形で示すのがよい。ただし、常議員会ではこれを切り分けて二つの議案にした方がよいとか、次期尚早であるといった意見があったということも付して教区に示してはどうか。
- ・もうすでに出しているものであるから、ここでもう一度出すのが、次にどのような道すじにつながっていくのかということをよく考えることがよいのではないかと思う。教区の状況や見通しを聞いたが、これを配る状況なのかどうかである。それから、沖縄教区がここに参加していないという、ある意味で足並みが揃っていない中で、さらに足並みが揃わなくなる可能性もある。
- ・これは相当の時間をかけて、相当な人が知恵をしぼってここまで来たというものであるから、これはこの形で、各教区において広く示して、もう一度意見を集約する機会をもつということは当然のことであると思う。

〈参考〉

○教団機構改定についての取り組みの経緯

- ・第40回教団総会(2016年10月25～27日)において、予算決算委員会が作成した資料「今後の教団財政の見通し」(2016年8月24日)等により、教団の教勢・財政については、将来的に危機的な状況にあることが示され、危機意識を共有した。
- ・第40総会期第1回常議員会(2016年12月12～13日開催)において、教団および諸教会における伝道力の向上と財政の課題に具体的に取り組むことを目的として教団伝道対策検討委員会を設置した。
- ・教団伝道対策検討委員会は教団機構・財政検討小委員会を設置し、同小委員会は「教団機構改定案 骨子」を作成した。教団伝道対策検討委員会はそれを承認し、常議員会に提示した。
- ・第40総会期第5常議員会(2018年4月11日。書面決議)は、上記の「教団機構改定案 骨子」を、2018年度に開催される各教区総会に向けて配付することを承認した。そして、各教区総会において教団問安使がその説明をし、質問・意見・要望を受けた。
- ・第41総会期においても教団伝道対策検討委員会を設置し、同検討委員会は教団伝道推進基本方針展開検討小委員会と教団機構改定検討小委員会を設置して検討を進めた。
- ・教団機構改定検討小委員会は「教団機構改定に関する教規変更案(素案)」を作成し、常議員会はそれを「教団機構改定に関する検討資料」として各教区総会に配付した(2020年4月20日付)。
- ・教団伝道対策検討委員会は、「『教団機構改定に関する検討資料』についてのQ&A」をまとめ、それを公表した(2020年10月9日)。
- ・常議員会における協議のほか、常議員、教区総会議長、関係委員会委員長等による「教団機構改定に関する協議会」(2022年1月26日開催)において協議した。
- ・第41総会期第18回常議員会(2022年2月7～8日開催)において、「教規変更案(教団機構改定関連規定)」に、これまでに協議会等で寄せられた主な意見の記録を付して各教区に送付し、各教区総会などで協議をしてもらうことを承認した。

教団機構改定に関する検討資料Ⅱ

2022年4月1日発行

日本基督教団

<https://uccj.org>

169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18

TEL : 03-3202-0541 FAX : 03-3207-3918 MAIL : somu-b@uccj.org

